

第 4118 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 11月 9日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 新成長戦略における国有財産の有効活用

**Q**：新成長戦略に盛り込まれた施策を実施するに当たって国有財産の有効活用を図っていくとか。どのようなことをするのですか？

**A**：定期借地権を利用した未利用の国有地の貸付けなどが行われます。

### 【解説】

新成長戦略における国有財産の活用は、次のような内容となっています。

○保育所、介護施設、障害者福祉施設等の整備、家庭的保育（保育ママ）事業、小規模多機能型居宅介護等の事業について、地方公共団体等の事業者が施設整備等を行う場合に、下記を実施する。

- ①定期借地権を利用した未利用国有地の貸付
- ②庁舎・宿舍の空きスペースの貸付等
- ③庁舎・宿舍の建替時におけるPFIの活用による施設併設

この取組みは、すでに、世田谷区内の宿舍跡地2箇所、定期借地権を利用した保育所用地の貸付を行うことが公表されています。

○庁舎・宿舍の集約化・跡地創出とその活用による地域活性化・都市再生への貢献。この取組みの実施に当たってはエリア・マネジメントの考え方を導入し、地域と一体となって開発に貢献する。

○国有財産の維持管理におけるファシリティ・マネジメントの手法の導入によるコスト圧縮

○庁舎等施設のグリーン化の一層の推進及び省コスト化に向けた取組みの強化

